#### 農場HACCP認証審査申請方法及び留意事項について

公益社団法人中央畜産会

本会は、農林水産省が示している、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証 基準(以下「農場 HACCP 認証基準」という)」及び「衛生管理ガイドライン」に基づ く農場 HACCP の認証審査を実施してきました。

今般、これまでの申請方法等について見直しを行い、申請者の負担軽減を図るため、 審査資料の部数を減らし、初回及び更新審査は3部、維持審査は2部としました。また、審査申請書を正本1部とするとともに、記載例を追加しました。

現在の申請受付概要については下記のとおりとなりましたので、申請にあたってご 留意いただきたくお願いします。

記

### 1. 認証の対象区分及び種類

本会が認証を行う対象区分及び種類は次のとおりとします。

- (1) 対象の区分は畜産農場とし、種類は牛、豚、鶏とします。
- (2) 対象の認証公表区分は牛(乳用/肉用)農場、養豚農場、養鶏(採卵/肉用)農場の各農場単位を原則とします。

#### 2. 認証申請の必要書類と費用

- (1) 必要書類(①~③については、申請書様式のボタンをクリックするとワードファイルをダウンロードすることができます。)
  - ①「申請書」 1部 (記載例 (下記の参考1) を参照ください)
  - ②「同意書」 1部
  - ③「関連文書リスト」 1部
  - ④ 審査資料(審査関連文書:下記の3.を参照ください。)
    - ・初回及び更新審査の場合:3部
    - 維持審査の場合:2部

#### (2)審査費用

申請書を受け取った後に、中央畜産会から審査費用を請求させていただきます。

(3) 現地審查旅費

現地審査旅費については、別に定める本会の旅費規程に基づき、現地調査に必要な旅費を徴収させていただきます。

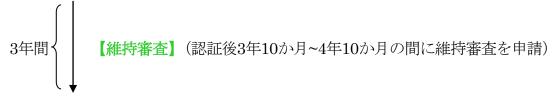
### (4) 認証有効期間

認証有効期間は認証された日から3年間です。ただし、認証有効期間中に2年を超えない時点で、現地調査を含む維持審査を受けていただく必要があります。

## 【初回認証】



【更新審査】 (認証後2年10か月までに更新審査を申請)



【更新審査】 (認証後5年10か月までに更新審査を申請)

(繰り返し)

### 3. 審查関連文書

農場HACCP認証基準で必要とされる「審査関連文書」として、「関連文書リスト」 に記載された資料を作成し、文書リストと併せ提出してください。

なお、必要な資料の欠落等があると、文書審査で懸念事項として指摘されてしまいますので、漏れ等がないかよく確認するとともに、資料が散乱して紛失しないように、しっかりと紙ファイル等に綴じ込んで提出してください。

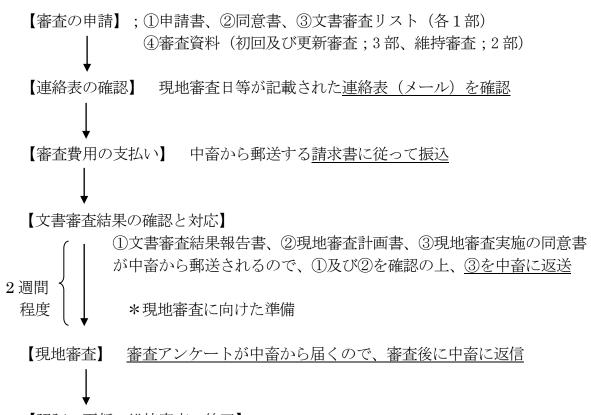
## 4. 認証審査のスケジュール等

本会は、申請資料及び費用の振り込みを確認させていただいた後、文書審査を行います。

また、これと並行して、認証申請者と現地審査の日程を調整し、連絡表(農場及び担当審査員の連絡先、現地審査の日程と概要、注意事項等を記載)を申請者等のアドレス宛にメールで送ります。

文書審査結果報告書及び現地審査計画書については、現地審査の2週間程度まで に申請者に通知しますので、現地審査の実施の可否について、中央畜産会あてに「回 答書」を返送いただくとともに、現地審査に向けた準備をしていただきます。

また、現地審査の実施後には、中央畜産会あてに、「審査に関するアンケート」を返送していただきます。



【認証・更新・維持審査の終了】

中畜から認証書(初回及び更新時のみ)及び審査結果報告書を郵送

### 5. その他留意事項

(1) 更新審査の申請期限等

認証有効期間が満了する2か月前までに更新審査の申請をしてください。なお、 認証農場が期間内に申請を行わない場合には認証は失効します。

(2)維持審査の申請期限等

認証取得又は更新10か月経過後1年10か月以内に維持審査の申請をしてください。なお、認証農場が期間内に申請を行わない場合には認証は失効します。

## (参考1)

### 更新審査申請書(記載例)

令和○年○月○日

公益社団法人 中央畜産会 会長 森山 裕 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇一〇〇 氏名又は名称 〇〇会社〇〇牧場 代表者の役職及び氏名 代表取締役 中畜 太郎 印

農場HACCP 認証審査要領 第31条第2項の規定に基づき、農場HACCP 認証農場の 更新審査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認証を受けている者の氏名又は名称及び住所
  - ○○県○○市○○町○○-○○
  - ○○会社○○牧場

代表取締役 中畜 太郎

電話番号: 〇〇-〇〇-〇〇

注:基本的に 部分と同じ

2 当該農場で飼養している家畜の種類及び飼養頭・羽数

畜種:牛(乳用) 畜種:牛(肉用)

搾乳牛:○○頭繁殖牛:○○頭

・肥育牛:○○頭

・繁殖豚:○○頭 ・成鶏:○○羽 ・ブロイラー:○○羽

・肥育豚:○○頭 ・育成鶏:○○羽 ・地鶏等:○○羽 (年間出荷頭数○○頭) (年間出荷羽数○○羽)

3 当該農場の名称及び所在地

名称:○○会社○○牧場 ○○肥育農場 所在地:○○県○○市○○町○○-○○ ○○県○○市○○町○○-○○

注:所在地が複数存在する場合は、全て記載する

4 連絡先(電話番号・電子メールアドレス等)

担当者名:〇〇 〇〇

(所属・役職:○○会社○○部○○課 課長 (HACCP チーム責任者))

電話番号(職場):〇〇一〇〇一〇〇

(携帯):〇〇一〇〇一〇〇

メールアドレス:000000

注:認証に関する担当者の氏名、担当者と直接コンタクトが可能な電

話番号(携帯)、メールアドレスを記載する

### 維持審査申請書(記載例)

令和○年○月○日

公益社団法人 中央畜産会 会長 森山 裕 殿

所在地 ○○県○○市○○町○○-○○ 氏名又は名称 ○○会社○○牧場 代表者の役職及び氏名 代表取締役 中畜 太郎 印

農場HACCP認証審査要領第32条第2項の規定に基づき、農場HACCP認証農場の維持審査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認証を受けている者の氏名又は名称及び住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇一〇〇
  - ○○会社○○牧場

代表取締役 中畜 太郎

電話番号: 〇〇一〇〇一〇〇

注:基本的に 部分と同じ

2 当該農場で飼養している家畜の種類及び飼養頭・羽数

畜種:牛(乳用) 畜種:牛(肉用)

・搾乳牛:○○頭 ・繁殖牛:○○頭 ・肥育牛:○○頭

畜種:豚 畜種:鶏(採卵) 畜種:鶏(肉用)

・繁殖豚:○○頭
・成鶏:○○羽
・可ロイラー:○○羽
・門育豚:○○頭
・育成鶏:○○羽
・地鶏等:○○羽
(年間出荷羽数○○羽)

3 当該農場の名称及び所在地

名称:○○会社○○牧場 ○○肥育農場 所在地:○○県○○市○○町○○-○○ ○○県○○市○○町○○-○○

注:所在地が複数存在する場合は、全て記載する

4 連絡先(電話番号・電子メールアドレス等)

担当者名:〇〇 〇〇

(所属・役職:○○会社○○部○○課 課長 (HACCP チーム責任者))

電話番号(職場):〇〇一〇〇一〇〇〇

(携帯):〇〇一〇〇一〇〇

メールアドレス:000000

注:認証に関する担当者の氏名、担当者と直接コンタクトが可能な電

話番号 (携帯)、メールアドレスを記載する

## (参考2)

# 農場 HACCP 認証審查要領

(業務に関する情報の提供及び認証申請者への遵守事項の要求)

#### 第20条【略】

- 2 本会は、認証申請者に対して認証を行おうとするときは、当該認証申請者に対し、 認証後は以下の事項を遵守することを要求するものとする。
- (1) 認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) 認証農場を改築等変更し、又は生産業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。
- (3) 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証農場で生産された製品について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (4) 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証農場が農場 HACCP 認証基準に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (5) 本会が(3)又は(4)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (6) (3)又は(4)のほか、他人に認証農場の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証農場以外について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (7) 本会が行う調査等に協力すること。
- (8) 認証農場は関連法令及びこれに基づくコンプライアンスを遵守し、公序良俗に 反することがないこと。
- (9)本会は、認証農場に対し、必要な報告を求め、又は事務所、農場等に立ち入り、 認証農場の広告又は表示、帳簿その他の物件を検査することができること。
- (10) 認証農場が(1)から(8)までの条件に違反し、又は虚偽の報告をし、若しくは(9) の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本会は、認証の取消しを請求できること。
- (11) 認証農場が(10)の請求に応じないときは、本会はその認証を取消すこと。
- (12) 認証の取消しの場合には、認証農場は本会の要求どおりに認証書を返却すること。
- (13) 本会は、認証をしたときは、認証農場の氏名又は名称及び住所、認証に係る畜種並びに認証の年月日、(11)の規定により認証を取消したときは、当該取消しの年月日及び当該取消しをした理由を公表すること。
- (14) 認証農場に関して持ち込まれた苦情に対して適切な措置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じて本会に利用させること。